

ID: 213

担当部署: 上下水道課

処分の概要	負担金の徴収猶予		
例規名 根拠条項	柴田町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第9条		
例規番号	昭和58年条例第18号		
<p>【基準】</p> <p>第9条及び柴田町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第11条の規定による。</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。</p> <p>(2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第11条 条例第9条の規定により負担金の徴収の猶予を受けようとする受益者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、別表第1に定める基準により、その可否について決定し、下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書(様式第6号)により当該受益者に通知する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日